

火薬類の取扱場所に対する立入検査に関する規程

昭和42年9月26日

宮城県公安委員会規程第3号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項の規定に基づき、火薬類の取扱場所に対する立入検査に関する規程を次のように定める。

火薬類の取扱場所に対する立入検査に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第43条第2項の規定に基づき、火薬類の製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所（以下「火薬類取扱場所」という。）に対し、警察職員が行う立入検査に関して必要な事項を定めるものとする。

（立入検査の目的）

第2条 立入検査は、火薬類の盗難その他不正流出及び災害事故の防止を主たる目的とする。

（立入検査の種別）

第3条 立入検査は、定期立入検査と臨時立入検査の2種とする。

2 定期立入検査は、全国一斉の立入検査及び県一斉の立入検査並びに警察署ごとの一斉立入検査とし、県一斉立入検査は年1回、警察署ごとの一斉立入検査は年1回以上行うものとする。

3 臨時立入検査は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 定期立入検査又は臨時立入検査において法令違反が発見されたものについてその後の状況をみるために行う場合
- (2) 新たに火薬類の取扱いを伴う事業等が開始された場合
- (3) 火薬類の取扱いを伴う事業等が終了する時期に至った場合
- (4) その他必要があると認める場合

（立入検査実施者）

第4条 立入検査を行う者の範囲は、警察本部及び警察署の火薬類取締り担当職員、受持区域に火薬類取扱場所を有する外勤警察官並びに所属長が必要と認めて指定した者とする。

（教養）

第5条 所属長は、所属職員に立入検査を行わせようとするときは、事前に立入検査の目的、実施要領等についてじゅうぶん教養を施さなければならない。

（立入検査実施者の一般的注意事項）

第6条 立入検査を行う者は、法第43条第4項及び第5項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火薬類取扱場所において所持又は着装することが適当でないものを携帯し又は着装しないこと。
- (2) みだりに火薬類の製造機械等を操作したり、火薬類を取り扱ったりしないこと。

（実施結果）

第7条 立入検査を行つた者は、そのつど実施結果を書面により所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項による報告のうち、法第52条第4項による関係行政庁の措置を要する必要があると認められる事項その他重要特異な事項があつたときは、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

3 本部長は、前項による報告を受けたときは、法第52条第4項による措置要請その他必要な措置をするものとする。

（細部的事項の委任）

第8条 立入検査の運用について必要な細部的事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 火薬類の取扱場所に対する立入検査の基準（昭和36年宮城県公安委員会規程第2号）は、廃止する。